

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

規則	〇福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	五七
告示	〇福島県青少年育成条例第十八条第二項第三号に規定する団体を指定する件	五七
	〇普通公衆浴場入浴料金の統制額を指定する件	五八
	〇大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	五八
	〇特定計量器の定期検査を実施する件	五九
	〇患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件	五九
	〇漁業災害補償法による届出に係る	五九
	特定第二号漁業者の同意について規定する要件に適合すると認める件	五九
	〇土地改良区の定款の変更を認可した件	五九
	〇保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	五九
	〇保安林の指定を解除する件	五九
	〇保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件	五九
	〇道路の区域を変更する件二件	五九
公告	〇特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	五九
	〇土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	五九
	〇一般競争入札を行う件	五九
正誤	〇平成十九年七月六日付け号外第五十六号中	五三

## 規則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年八月十日

福島県規則第六十七号

福島県知事 佐藤雄平

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則  
福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。  
別表第二 福島県営八日町団地の項中「十一号棟」の下に、「十二号棟」を加える。

### 附則

この規則は、平成十九年九月一日から施行する。

(建築領域建築住宅企画グループ)

## 告示

福島県告示第五百四十八号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十八条第二項第三号に規定する知事が指定する団体は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する当該団体が定める方法は、同表の上欄に掲げる団体につき、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

平成十九年八月十日

福島県知事 佐藤雄平

団体の名称	日本ビデオ倫理協会
当該団体が定める方法	次の標章を、図書類及び包装の表面に印刷し、又ははり付けることにより表示する。
コンピュータソフトウエア倫理機構	
	次の標章を、図書類の包装の表面に印刷し、又ははり付けることにより表示する。

入浴料金 (二人につき)		
十二歳以上の者	六歳以上十二歳未満の者	六歳未満の者
四百円	百五十円	九十円

普通公衆浴場入浴料金の統制額

福島県知事 佐藤 雄平

**福島県告示第五百四十九号**  
 物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第四条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和三十三年厚生省令第三十八号)第二条の規定により、普通公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、平成十九年九月一日から施行する。  
 なお、普通公衆浴場入浴料金の統制額を指定する件(平成十年福島県告示第百五十九号)は、平成十九年八月三十一日限り、廃止する。  
 平成十九年八月十日

(県民環境総務領域青少年グループ)

<p>特定非営利活動法人 コンピュータエンター テインメントレーティ ング機構</p>	<p>次の標章を、図書類の包装の表面に印刷し、又ははり付けることにより表示する。</p>
 <p>14mm 11mm</p>	 <p>26mm</p>

(健康衛生領域環境衛生グループ)

**福島県告示第五百五十号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年八月十日から同年十二月十日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び富岡町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。  
 平成十九年八月十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

富岡ショッピングプラザ 双葉郡富岡町大字小浜字中央四百十六番地ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社田中カメラ店

いわき市平谷川瀬字堂ノ入二十四

代表取締役 田中 達雄

株式会社三貴

東京都千代田区神田神保町三十二二十九一

代表取締役 木村 和臣

(変更後) 株式会社カメラの清水

いわき市植田町中央二丁目四の十五

代表取締役 清水 雅昭

2 荷さばき施設的位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

3 廃棄物等保管施設的位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

平成十八年四月二十八日

2 荷さばき施設的位置及び廃棄物等保管施設的位置

平成二十年三月三十一日

四 届出年月日

平成十九年七月三十日

五 届出をした者

株式会社富岡ショッピングプラザ  
坂本種苗株式会社

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第五百五十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十九年八月十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
田村市	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	九月一日 午後一時三〇分から 同三時三〇分まで  九月二日 午前九時三〇分から 同一時三〇分まで  同 午後一時三〇分から 同三時三〇分まで  九月二三日 午前九時三〇分から 午後三時まで	田村市古道体育館  田村市文化の館ときわ  田村市瀬川住民センター  田村市船引体育館  田村市大越行政局  田村市滝根行政局
田村郡小野町		九月一日 午前九時三〇分から 同一時三〇分まで	小野町多目的研

同郡三春町	右に掲げる市町
午後一時三〇分から 同三時三〇分まで  九月二〇日 午前九時三〇分から 午後三時まで  三春交流館「まほら」	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの  九月二日から一〇月一日まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。) 午前一〇時から 午後三時まで  福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
田村市、田村郡三春町及び同郡小野町	非自動はかり、分銅及びおもり	十一月一日から十二月二日まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

(計量検定所)

福島県告示第五百五十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成十九年八月十日

福島県知事 佐藤 雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数及び群数	発見の場所	発見年月日	摘要
腐蛆病	みつば	患畜	四群	いわき市	平成一九年七月三二日	自衛殺
ヨーネ病	牛	患畜	二頭	南相馬市	平成一九年八月一日	命令殺

福島県告示第五百五十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人小野定次ほか一名からの平成十九年七月二十三日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。

平成十九年八月十日

福島県知事 佐藤 雄平

（生産流通領域水産グループ）

（生産流通領域衛生飼料グループ）

福島県告示第五百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、小川町土地改良区から平成十九年四月十二日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年八月二日認可した。

平成十九年八月十日

福島県知事 佐藤 雄平

（農村整備領域農村計画グループ）

福島県告示第五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年八月十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 解除予定保安林の所在場所

喜多方市山都町一ノ木字飯豊山乙四七三二（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林林業領域治山対策グループ）

福島県告示第五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十九年八月十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 解除に係る保安林の所在場所

いわき市平藤間字川前五五、六三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

医療施設用地とするため

二一 解除に係る保安林の所在場所

いわき市平藤間字川前五五、六三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

医療施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林林業領域治山対策グループ）

福島県告示第五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年八月十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

伊達郡川俣町飯坂字花塚山・小綱木字花塚山・山木屋字細畑東山・山木屋山（以上四字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、川俣町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び川俣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年八月十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

二 指定の目的

三 指定実施要件

1 立木の伐採方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、小野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第五百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所平成十九年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道大内 会津高田 線	大沼郡会津美里町旭三 寄字七百筋六七九番一 地先から 同 郡同 町富川 字中川原二〇六番地先	変更前 変更後	四・〇 九・〇	七四七・五 七三七・〇

まで

二五・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第五百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所平成十九年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道赤留 塔寺線	大沼郡会津美里町八木 沢字上江二番地先から 同 郡同 町八木 沢字町田一〇五八番地 先まで	変更前 変更後	A 三・八 一〇・二	一、六一・三
	大沼郡会津美里町八木 沢字上江二番地先から 同 郡同 町八木 沢字町田一〇五八番地 先まで	変更前 変更後	A 三・八 一〇・二	一、六一・三
	同 郡同 町赤留 字羽黒原一〇七番二地 先から 同 郡同 町雀林 字天神宮一二二七番地 先まで	変更前 変更後	B 九・〇 一〇〇・二	二、二〇〇・〇

(道路領域道路企画グループ)

公 告

公告第四百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成十九年八月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成十九年八月二日
- 二 名称  
特定非営利活動法人訪問理美容サービスくらら
- 三 代表者の氏名  
赤城 徳子
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県喜多方市熊倉町新合字小沼甲六十番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者・障害者に対して、理美容に関する事業を行ない、利用者の生活の向上に寄与することを目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

#### 公告第四百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成十九年八月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称  
会津東部土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 渡部 實

会津若松市河東町南高野字南高野一三番地

（農林整備領域農林士面グループ）

#### 公告第468号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成19年 8 月10日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 入札に付する事項  
(1) 調達をする物品等の件名及び数量  
ア 除雪グラブ I 3.7m級 1台

イ 除雪グラブ II 3.7m級 2台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成19年11月26日

(4) 納入場所

ア 福島県宮下土木事務所（福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1108番地）

イ 福島県会津若松建設事務所（福島県会津若松市追手町7番5号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件（平成19年福島県告示第276号）第2に掲げる業種区分「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されていること。
- (2) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成19年8月27日午後5時までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。  
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局総務管理グループ  
電話024-521-7562

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成19年8月20日午前10時 福島県出納局総務管理グループ

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成19年9月3日 福島県出納局総務管理グループ  
時間は、入札説明書による（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同年8月31日午後5時までに必着のこと。）。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな

ければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

① Snow - removing - motor - grader I (3.7 m class) 1

② Snow - removing - motor - grader II (3.7 m class) 2

(2) Time - limit of tender (by hand) : Please refer to the bidding instruction manual.

The instruction manual can be obtained either at the orientation meeting to be held prior to the bidding or by mail (contact details below)

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00 p.m.,31 August 2007

(4) Time, date & place of the orientation : 10 : 00 a.m.,20 August 2007

General Affairs and Management Group, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government

(5) Contact point for the notice : General Affairs and Management Group, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7562

(出納局総務管理グループ)

正 誤

ページ 行

正

監

○平成十九年七月六日付け号外第五十六号中

10	下から 一三五	化学肥料製造業 1日平均排出 水量が10立方 メートル以上 30立方メートル 未満のもの	8	8	10	8	10
		化学肥料製造業 1日平均排出 水量が30立方 メートル以上 のもの	8	8	10	8	10



古紙配合率100%再生紙を使用しています

【定価 1 箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷